

令和8年度「みやぎ結婚応援パスポート」及び「みやぎ子育て支援パスポート」 プロモーション強化業務委託仕様書

第1 委託業務の名称

令和8年度「みやぎ結婚応援パスポート」及び「みやぎ子育て支援パスポート」プロモーション強化業務

第2 業務の概要

1 背景と目的

厚生労働省より発表された令和6年の宮城県の合計特殊出生率は、1.00と過去最低を更新し、婚姻数の減少と相まって、本県の将来的な出生数と人口規模に深刻な影響を及ぼす極めて危機的な状況にある。

こうした中、県では、結婚、妊娠・出産、子育てを切れ目なく応援する環境の整備を進めるため、子育て家庭を対象とした「みやぎ子育て支援パスポート」と新婚夫婦等を対象とした「みやぎ結婚応援パスポート」を連携して運用し、社会全体で結婚や子育てを応援する気運の醸成を図ってきた。

令和7年度には、利用者の利便性向上及び運用の効率化を目的として、Webサイトの改善及び「みやぎ子育て支援パスポート」のアプリ化を行ったところであるが、令和8年3月末時点の運用状況をみると、「みやぎ子育て支援パスポート」は利用登録者数75,804人、協賛店舗数2,599店舗、「みやぎ結婚応援パスポート」は利用登録者数4,293人、協賛店舗数640店舗に留まり、当初の事業目標を下回っている状況にある。

令和8年度は刷新したデジタル基盤を基軸とし、SNS等の広報媒体をさらに積極的に活用することで、両パスポート認知度向上及び新規利用登録者・新規協賛店舗の獲得を図る。併せて、既存登録者及び既存協賛店舗の利便性及び満足度の向上に努めることで、県内の結婚・子育て世帯に対する実効性のある支援を強力に推進し、社会全体で結婚・子育てを応援する気運の最大化を図ることを目的とする。

2 委託期間

契約締結の日から 令和9年3月12日（金）まで

3 履行場所

宮城県内

4 用語の定義

- (1) 「子育て家庭」＝18歳以下の子どもを養育している世帯、又は妊娠中の者とその配偶者
- (2) 「新婚家庭」＝婚約中のカップル及び新婚世帯の夫婦（婚姻日又は婚姻予定日から2年を経過するまで）
- (3) 「利用登録者」＝(1)(2)の内、「みやぎ結婚応援パスポート」及び「みやぎ子育て支援パスポート」で利用者登録を行った者
- (4) 「協賛店舗等」＝「みやぎ結婚応援パスポート」及び「みやぎ子育て支援パスポート」で協賛店舗として登録した企業や団体等
- (5) 「パパママ応援ポイント」＝「みやぎ子育て支援パスポート」のアプリにおいて、令和7年4月1日以降に生まれた子を対象度に生まれた子を対象として

県から配布される地域ポイント（1ポイント＝1円）
（1歳になる前日まで申請可能）

第3 業務内容

「みやぎ結婚応援パスポート」及び「みやぎ子育て支援パスポート」を広くPRし、認知度向上を図るとともに、新規利用登録者数及び新規協賛店舗の獲得・拡大と既存登録者及び既存協賛店舗の利便性向上を目的として、次のことを実施すること。

なお、それぞれの業務のスケジュールを作成し、提出すること。

また、下記1及び2の業務については、「みやぎ結婚応援パスポート」と「みやぎ子育て支援パスポート」では対象となるターゲット層が異なる点を踏まえ、それぞれのターゲットに対する効果的な訴求方法の選定に留意すること。

1 「みやぎ結婚応援パスポート」及び「みやぎ子育て支援パスポート」の認知度向上及びPRのためのプロモーション業務

「新婚家庭」、「子育て家庭」を対象に、「みやぎ結婚応援パスポート」及び「みやぎ子育て支援パスポート」の認知度向上及び事業PRのためのプロモーション業務を行い、両パスポートの新規利用登録者数及び新規協賛店舗等の獲得・拡大を図る。

なお、利用対象者へインセンティブを与える場合は、一部に宮城県産品を取り入れるなど、工夫すること。

(1) プロモーション業務の内容及び方法

プロモーション業務の内容及び方法は、下記のとおりとし、「新婚家庭」及び「子育て家庭」に訴求効果があり、かつ関心を持つような魅力あるものとする。

いずれも、実施時期及び内容は、発注者と協議の上決定すること。

ア 「新婚家庭」及び「子育て家庭」に訴求効果の高い手段を活用した新規利用登録者及び新規協賛店舗等獲得のためのプロモーションを実施すること。

開催時期	掲載回数	条件
契約日から 契約満了日まで	契約期間中 少なくとも 各月2回以上	Instagram、LINE、Google 広告など対象者に訴求力の高い媒体を使用し、効果的なセグメント設定等の工夫をすること。

イ 協賛店舗やイベント等の紹介を、訴求効果の高い手段を活用し実施すること。

なお、事業周知、新規利用登録者及び新規協賛店舗等獲得のための取材を含んだ記事掲載も行うこと。

運営期間	掲載回数	条件
契約日から 契約満了日まで	契約期間中 少なくとも 各週1回以上	基本的に Instagram を運営すること。

ウ イベントの実施

「新婚家庭」及び「子育て家庭」に向けた情報発信を図るための啓発イベントを実施す

ること。（イベントとは日時場所を定めた催事の事で、紙面キャンペーン等とは異なる。）

開催地域	開催時期	開催回数
宮城県内	契約日から契約満了日まで	・新婚家庭対象 1回以上 ・子育て家庭対象 2回以上

「子育て家庭対象」としては、子育て応援団実行委員会主催の「子育て応援団すこやか2026」（令和8年10月開催予定）へのブース出展1回を含む2回以上とする。

また、実施にかかる出展料、運営、人員、物品、設備等については受注者負担とする（ただし、「子育て応援団すこやか2026」の出展料については、別途県で負担する）。

なお、上記イベントが開催されない場合には、別途発注者と協議すること。

エ アンケートの実施

本事業に対する満足度等を把握すること等を目的にアンケートを実施すること。

なお、アンケートは次の表のとおり、対象に対して、それぞれの内容についてアンケートを実施する。アンケートの内容については、別途協議するものとする。

対象	内容
「新婚家庭」及び「子育て家庭」	「結婚応援パスポート」及び「子育て支援パスポート」に対する満足度や利用率等を把握するための調査
協賛店舗及び協賛を検討している店舗	「結婚応援パスポート」及び「子育て支援パスポート」協賛に対するニーズ調査

アンケートの実施には、WEB媒体、SNSの活用等により十分な周知を図り、二次元コード等を活用の上、より多くの回答が得られるよう、回答者に対してインセンティブを設けるなど工夫すること。また、それぞれのアンケート結果を取りまとめ、分析を行った「アンケート報告書」を、第4の8「業務完了報告書」に添付して提出すること。

2 新規協賛店舗等の開拓業務

「みやぎ結婚応援パスポート」及び「みやぎ子育て支援パスポート」の利用促進のため、新規協賛店舗及びパパママ応援ポイント利用可能店舗の拡大を図る事業を実施する。

- (1) 新規協賛店舗等の選定については、「新婚家庭」、「子育て家庭」から要望の高い、「飲食店、小売店、結婚・育児・教育関係、主要スーパー、ドラッグストア、レジャー施設、家具店」等、パスポート利用者が利用しやすい店舗を想定の上、提案すること。

なお、選定先の決定については、選定先の情報（企業団体情報等）を提示した上で、発注者と協議の上、決定すること。

- (2) 決定した選定先へ訪問し、新規協賛店舗等として登録するよう勧誘を行うこと。
- (3) 勧誘を行うための資材（リーフレット等）については、下記第3業務内容4のとおりとし送料は受託者で負担すること。新規店舗へ提供する資材についても、同様とする。

3 協賛店舗実態調査について

契約期間中、ホームページ掲載情報の更新のため、閉店店舗やホームページ掲載内容等に関する協賛店舗実態調査を行う。調査方法及び調査結果報告等については、受託者の提案によるものとする。

る。

4 事業広報資材の作成・印刷・配布等

「プロモーション業務」を円滑に行うための、広報資材等を作成・印刷・配布し、プロモーションを行うこと。

なお、内容・デザイン・部数等については、受注者の提案とし、発注者と協議の上、決定すること。

- | | | |
|-------------------------|--------|------------------|
| (1) 利用者向けリーフレット | 5,000部 | ※新規作成 |
| (2) 協賛店舗向け事業PR物 | | |
| ・店舗向けリーフレット | 1,000部 | ※新規作成 |
| ・ステッカー（結婚応援） | 500枚 | ※発注者が保管している残部を使用 |
| ・ステッカー（子育て支援） | 500枚 | ※発注者が保管している残部を使用 |
| ・ミニのぼり（結婚応援） | 250個 | ※新規作成 |
| ・ミニのぼり（子育て支援） | 250個 | ※新規作成 |
| ・PR用デジタル素材（SNS投稿用バナー等） | | ※新規作成 |
| (3) その他、効果的な広報資材（提案による） | | ※新規作成 |

5 本事業達成に向けた独自提案

受注者は、本事業がより効果的に実施できるような独自提案を、発注者へ提示するものとする。

6 報告会の開催

受注者は、中間期（9月～10月頃）及び業務完了後に、本業務の実施結果及び効果測定の結果について、発注者に対して報告会を実施すること。報告会の会場は、原則として宮城県庁内の会議室とし、場所の確保は発注者が行うものとする。ただし、発注者と受託者の協議により、オンラインによる開催に替えることができる。

報告にあたっては、単なる数値の報告に留まらず、次年度以降のプロモーションに資する改善提案等を含めるものとする。

第4 包括的事項

- 1 本仕様書に定めのない事項については、随時発注者と協議すること。
- 2 上記事業間の連動により、効果的な事業実施となるよう時期や場所、手段などを工夫すること。
- 3 本業務実施に当たって、デザイン、場所、日程、協賛依頼店舗等、取材先等の決定は、発注者と事前に協議すること。
- 4 発注者との協議等の打ち合わせ記録を作成し、その都度、発注者に提出すること。
- 5 本業務において撮影した画像データ、制作した各デザインデータ及びSNS用に制作した動画やリール素材等について、著作権は発注者に帰属するものとし、二次利用可能な高画質のデータとしてCD-R等に保存し、発注者に納品すること。
- 6 上記業務実施に必要な一切の費用は、委託金に含むものとする。
- 7 本業務の成果物として「業務実施結果報告書」を作成し、業務完了報告書に添付して提出すること。
- 8 各業務の成果指標及び事業実施目標は別表に記載のとおりとする。

なお、各業務終了後に、効果測定を行い、成果指標の達成状況及び達成できなかった場合はその要因（媒体の選定ミス、ターゲットの乖離、市況の変化等）を詳細に分析の上、上記8の「業務実施結果報告書」に記載すること。

9 受託者は、定期的な進捗報告において成果指標が目標を下回る懸念がある場合、速やかにその要因を分析し、目標達成に向けた追加または代替の施策を県に提案し、承認を得た上で実施すること。

10 本県では、利用者及び協賛店舗の登録管理をシステムで行っており、協賛店舗の登録等に当たってログイン及び操作が必要になることから、当該システムへのログイン情報について、契約後、発注者より通知する。

なお、ログイン情報については適切な管理を行うとともに、第三者に漏洩してはならない。

別表

受注者は、(1)の成果指標の実現のため、(2)による事業実施目標を定め、提案書に記載すること。

(1) 成果指標

項 目	
新規協賛店舗等の開拓業務	<p>【結婚応援パスポート】</p> <p>① 協賛企業等 +150 企業（団体）以上 （協賛店舗実態調査による増減を含む）</p> <p>② 新規利用登録者数 1,000 人以上</p> <p>※チェーン店は、複数店舗の登録があった場合、それぞれ1企業とカウントする。</p> <p>【子育て支援パスポート】</p> <p>① 協賛企業等 +80 企業（団体）以上 （協賛店舗実態調査による増減を含む）</p> <p>② 新規利用登録者数 10,000 人以上</p> <p>※チェーン店は、複数店舗の登録があった場合、それぞれ1企業とカウントする。</p>

(2) 事業実施目標

項 目	
1 「みやぎ結婚応援パスポート」及び「子育て支援パスポート」の認知度向上及びPRのためのプロモーション業務	<p>【全体】</p> <p>①プロモーション業務の対象者数・対象事業者数（事業別に集計）</p> <p>②プロモーション業務後の利用登録及び協賛店舗登録実績（件数）、業務前との比較</p> <p>③WEB プロモーションの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インプレッション数（広告が表示された回数） ・クリック数 ・クリックから利用登録への転換率（CVR）の分析・報告 <p>※ WEB プロモーションの実施にあたっては、インプレッション数</p>

	<p>1,200,000回、クリック数 18,000回程度を一つの目安としつつ、限られた予算内で最大の利用登録者獲得に繋がる効率的な運用計画を提案すること。</p> <p>なお、受託者は、Web を利用しない層や低関心層に対しても、協賛店舗や市町村窓口等でのリアルな接点を活用した広報を並行して行い、効率的に利用登録者獲得を図ること。</p> <p>④SNS による効果測定（一投稿あたり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平均保存数 10件以上 ・閲覧数 500人以上 ・アクション数（リンククリック等） 30件以上 <p>⑤イベント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント参加人数 ・イベント会場での新規登録数（または案内チラシからの登録数）
2 アンケートの実施	<p>【結婚応援パスポート】及び【子育て支援パスポート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①協賛店舗等の回答数 100社以上 ②一般県民の回答者数 500人以上

第5 共通事項

プロモーション業務の実施に当たっては、次の図を使用することとする。

なお、「子育て支援パスポート」には図1又は図2及び図3を使用すること。また、「結婚応援パスポート」には図4を使用すること。

図1 全国共通ロゴ（縦型）



図2 全国共通ロゴ（横型）



図3 アニメむすび丸 子育てバージョン（6種）



図4 アニメむすび丸 キューピッドバージョン (3種)



【参考】こども家庭庁 子育て支援パスポート事業 全国共通展開参加自治体リンク集

URL : <https://www.cfa.go.jp/policies/kosodateshien/passport/jichitai>

【参考】みやぎ結婚応援・子育て支援パスポート総合トップページ

URL : <https://miyagi-marichilpassport.jp/>

みやぎ結婚応援パスポート Web ページ

URL : <https://mari-pass.jp/>

みやぎ子育て支援パスポート Web ページ

URL : <https://miya-pass.jp/>

みやぎっこ広場 Web ページ

URL : <https://www.pref.miyagi.jp/site/kosodate/>